

○いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

昭和59年3月27日いわき市条例第4号

(目的)

**第1条** この条例は、ひとり親家庭の親及び児童並びに父母のない児童（以下「ひとり親家庭の親及び児童等」という。）に対して医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 18歳未満の児童及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある児童
- (2) 18歳に達した日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び専修学校に在籍する児童で、その日以後における最初の3月31日までの間にある児童

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を、その父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）又は母のいずれか一方が監護する家庭をいう。ただし、父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）が当該児童を監護する家庭を除く。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- (9) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童

3 この条例において「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 父母（養父母を含む。以下同じ。）と死別した児童
- (2) 父母の生死が明らかでない児童
- (3) 父母から遺棄されている児童
- (4) 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童
- (5) 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない児童
- (6) 父母が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない児童
- (7) 生存している父母のうち第2号から前号までに規定する事情のいずれにも該当しないものがない児童

4 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

5 この条例において「療養の給付等」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給並びに法令等の規定により国又は地方公共団体の負担する医療に関する給付をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、療養の給付等を受ける者が負担すべき額をいう。

（助成対象者）

**第3条** この条例において医療費の助成の対象となる者（次条において「対象者」という。）は、本市に住所を有するひとり親家庭の親及び児童等であつて、医療保険各法に規定する被保険者及び組合員並びに被扶養者のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施

設若しくは児童自立支援施設に入所している者

(3) いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年いわき市条例第60号）の規定により医療費の助成を受けている者

(4) いわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年いわき市条例第52号）の規定により医療費の給付を受けている者

(5) 次のアからウまでに掲げる者の前年（1月から7月までの間に受診した者にあつては、前々年の所得（政令第3条及び第4条の規定に基づいて算出した額（父にあつては、これらに規定する児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得及び地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第8号に規定する控除について母と同様に取り扱って算出した額）をいう。）が、それぞれアからウまでに定める額以上である場合の当該ひとり親家庭の親及び児童等

ア ひとり親家庭の親 政令第2条の4第2項に規定する額

イ ひとり親家庭の親の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の親と生計を同じくするもの 政令第2条の4第5項に規定する額

ウ 父母のない児童の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該父母のない児童と生計を同じくするもの 政令第2条の4第5項に規定する額

（助成及び助成の額）

**第4条** 市長は、対象者が病気又は負傷に関し療養の給付等を受けたときに医療費を助成する。

2 前項の医療費の助成額は、一部負担金（一部負担金に医療保険各法の規定による高額療養費が含まれる場合にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。）から規則で定める額を控除して得られた額とする。この場合において、保険者から家族療養費に併せて給付される附加給付（以下「附加給付」という。）があるときは、附加給付に相当する額をさらに控除して得られた額とする。

(1) 高額療養費の算定につき医療保険各法の規定による世帯合算がされない場合 一部負担金から高額療養費の額を控除した額

(2) 高額療養費の算定につき医療保険各法の規定による世帯合算がされる場合 次の算式により算出した額（当該高額療養費の対象となつた期間において入院時食事療養費に係る標準負担額（以下「標準負担額」という。）の支払があつたときは、当該算出した額に当該標準負担額を加えた額）

$$\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額} \times \frac{\text{一部負担金(標準負担額の支払があつたときは、当該一部負担金の額から当該標準負担額を控除した額)}}{\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額}}$$

3 対象者（父母のない児童の保護者（いわき市子ども医療費の助成に関する条例（平成21年いわき市条例第24号。以下この項において「子ども医療費助成条例」という。）第2条第2項に規定する保護者をいう。）を含む。）が子ども医療費助成条例の規定により医療費を助成されたときは、この条例の規定による医療費の助成の対象となる額の限度において、その監護する子ども（6歳に達する日後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）に対してこの条例の規定により医療費を助成されたものとみなす。

（助成の始期及び終期）

**第5条** 医療費の助成は、第7条に規定する助成資格の登録をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、助成資格を喪失した日をもって終わる。

（助成資格の登録の申請）

**第6条** 医療費の助成を受けようとする者は、市長に助成資格の登録の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、助成を受けようとする者が、ひとり親家庭の親及び児童の場合は当該ひとり親家庭の親が、父母のない児童の場合は当該父母のない児童を扶養する者（扶養する者がいない場合は、当該父母のない児童）が行わなければならない。

（助成資格の認定及び受給者証の交付）

**第7条** 市長は、前条の規定により登録の申請があつたときは、当該申請について医療費の助成を受け資格の有無を認定し、資格があると認めた者については、速やかに登録するとともに、受給者証を交付するものとする。

（助成金の支給の申請）

**第8条** 前条の規定により受給者証の交付を受けたひとり親家庭の親及び児童等（以下「受給者」という。）は、助成金の支給を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の申請をする場合について準用する。

（助成額の決定）

**第9条** 市長は、前条の規定により助成金の支給の申請があつたときは、必要な審査を行つた上、助成額を決定するとともに、受給者に対し通知するものとする。

（届出）

**第10条** 受給者は、助成資格の登録内容について変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、受給者は、規則で定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届け出なければならない。

(受給者証の提示)

**第11条** 受給者が療養を受けるときは、医療機関等（医療保険各法の規定による保険医療機関又は保険薬局等をいう。）に受給者証を提示しなければならない。

(受給者証の返還)

**第12条** 受給者の全員が助成資格を喪失したときは、ひとり親家庭にあつては当該ひとり親家庭の親が、父母のない児童にあつては当該父母のない児童を扶養する者（扶養する者がいない場合は、当該父母のない児童）が、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

**第13条** 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

**第14条** 市長は、受給者が第三者の行為により発病し、又は傷害を受けた場合において、当該第三者から当該病気又は傷害につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として助成金の返還をさせることができる。

2 市長は、偽りその他不正の行為によつて助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年8月18日いわき市条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月20日いわき市条例第57号抄）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

3 第5条の規定による改正後のいわき市母子家庭等の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定の適用に当たつては、施行日から昭和59年11月30日までに助成資格の登録の申請があり、かつ、助成資格を認定した社会保険各法に規定する被保険者及び組合員で、

同年10月1日現在において助成資格を有していたものについては、改正後の条例第5条中「第7条に規定する助成資格の登録をした日から」とあるのは、「昭和59年10月1日から」とする。

**附 則**（昭和60年3月26日いわき市条例第16号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（いわき市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の経過措置）

6 第4条の規定による改正後のいわき市母子家庭等の医療費の助成に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定は、昭和60年4月1日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の助成について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第5条の規定は、昭和60年4月1日以後に助成資格の登録を受ける者に係る医療費の助成について適用し、同日前に助成資格の登録を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成2年3月28日いわき市条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成5年3月29日いわき市条例第20号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成6年9月16日いわき市条例第32号抄）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

4 第3条の規定による改正後のいわき市母子家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第5項及び第4条第2項第2号の規定は、施行日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の助成について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成10年3月31日いわき市条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年3月29日いわき市条例第44号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のいわき市母子家庭等の医療費の助成に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条に規定する助成対象者又は改正前の条例第8条第1項に規定する受給者に該当する母子家庭等の母子について、この条例の施行前に改正前の条例の規定によりされた助成資格の登録、助成額の決定、助成金の支給その他の行為（以下「登録等の行為」

という。)又はこの条例の施行の際現に改正前の条例の規定によりされている助成資格の登録の申請、助成金の支給の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては、この条例による改正後のいわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条に規定する助成対象者又は改正後の条例第8条第1項に規定する受給者に該当するひとり親家庭の親及び児童等について、改正後の条例の相当規定によりされた登録等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 3 施行日から平成12年4月30日までの間に改正後の条例第7条の規定による登録を受けたひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童(改正前の条例第2条第1項に規定する母子家庭の母及び改正前の条例第2条第2項に規定する母子家庭の児童に該当する者を除く。)については、その登録日を平成12年4月1日とみなして、改正後の条例第5条の規定を適用する。

**附 則**(平成13年3月29日いわき市条例第32号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後のいわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第2項の規定は、平成13年1月1日以後に療養の給付等を受けた、又は受ける者に係る医療費の助成について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**(平成14年12月27日いわき市条例第73号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

**附 則**(平成16年3月31日いわき市条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 附則第2項又は第3項の規定によりなお従前の例によることとされた者に係る前項の規定による改正後のいわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされた前項の規定による改正前のいわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第3号中「いわき市ねたきり老人の医療費の支給に関する条例」とあるのは、「いわき市ねたきり老人の医療費の支給に関する条例を廃止する条例(平成16年いわき市条例第2号)附則第2項又は第3項の規定によりなお従前の例に

よることとされた同条例による廃止前のいわき市ねたきり老人の医療費の支給に関する条例」とする。

**附 則**（平成18年9月28日いわき市条例第49号）

この条例は、平成19年8月1日から施行する。ただし、第10条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年3月28日いわき市条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月28日いわき市条例第15号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第5項及び第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の助成について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年3月31日いわき市条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年12月28日いわき市条例第37号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の助成について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年3月21日いわき市条例第37号抄）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。（後略）
- 7 第4条の規定による改正後のいわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第3項の規定は、施行日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の助成について適用し、施行日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年8月30日いわき市条例第54号抄）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 3 第2条の規定による改正後のいわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の助成について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。



附 則（平成27年12月28日いわき市条例第77号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日においてこの条例による改正後のいわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項第6号の規定により新たに同項に定めるひとり親家庭の者となった者が、平成28年3月31日までの間に新条例第6条第1項の申請をしたときは、その者に対する医療費の助成は、新条例第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月又は新条例第3条に定める医療費の助成の対象となる者の要件を満たした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）のいずれか遅い月から開始する。
  - （1）平成25年及び平成26年のいずれの所得についても新条例第3条第5号の規定に該当しない場合 平成27年4月
  - （2）平成26年の所得についてのみ新条例第3条第5号の規定に該当しない場合 平成27年8月